

総務企画委員会記録

<第1号>

令和8年第1回沖縄県議会（2月定例会）

令和8年2月10日（火曜日）

沖縄県議会

総務企画委員会記録<第1号>

開会の日時

年月日 令和8年2月10日 火曜日
開 会 午後1時21分
散 会 午後1時54分

場 所

第7委員会室

議 題

- 1 乙第29号議案 工事請負契約について
- 2 乙第30号議案 工事請負契約について
- 3 乙第31号議案 工事請負契約について

出席委員

委 員 長	西 銘 啓史郎
副 委 員 長	高 橋 真
委 員	宮 里 洋 史
委 員	徳 田 将 仁
委 員	島 尻 忠 明
委 員	呉 屋 宏
委 員	島 袋 大
委 員	幸 喜 愛
委 員	玉 城 健一郎
委 員	大 田 守
委 員	仲宗根 悟

委員 渡久地 修
委員 当山 勝利

欠席委員

なし

説明した者の職・氏名

総務部長 宮城 嗣吉
管財課長 祝 嶺 浩之
管財課本庁舎改修推進室長 比 嘉 久 雄

○西銘啓史郎委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

本日は、先議案件として付託された乙第29号議案から乙第31号議案までの審査及び採決を予定しております。

本日の説明員として、総務部長の出席を求めています。

乙第29号議案から乙第31号議案までの工事請負契約についての議案3件は、本庁舎（行政棟）改修工事に係る議案として関連するものであることから、一括して議題といたします。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

宮城嗣吉総務部長。

○宮城嗣吉総務部長 ただいま通知しました、令和8年第1回沖縄県議会（2月定例会）総務企画委員会乙号議案説明資料を御覧ください。

2ページを御覧ください。

乙号議案一覧表にありますとおり、本日は、議決議案3件の審査をよろしく申し上げます。

3ページを御覧ください。

乙第29号議案から乙第31号議案は、本庁舎（行政棟）改修工事の工事請負契約について、予定価格5億円以上の工事請負金額となるため、議会の議決を求めるものであります。

当該工事は、平成2年の竣工から35年以上が経過し、老朽化が進んでいる本庁舎行政棟について、施設の長寿命化、省エネ化、県民の利便性向上、執務環境の改善を目的とし、改修を行うものであります。

まず、乙第29号議案について、御説明いたします。

本庁舎（行政棟）改修工事（機械1工区）の工事請負契約について、本契約は、2度の一般競争入札においても落札者がなかったことから、工期や関連工事への影響を踏まえると、競争入札に付することが不利と認められるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定に基づき、随意契約による仮契約を締結しております。

仮契約額は15億8180万円で、契約の相手方は桐和空調設備株式会社、有限会社広設備工業の2社で構成する特定建設工事共同企業体であります。

次に、5ページを御覧ください。

乙第30号議案について、御説明いたします。

本庁舎（行政棟）改修工事（機械2工区）の工事請負契約について、仮契約額は15億7850万円で、契約の相手方はヤシマ工業株式会社、有限会社三崎工業の2社で構成する特定建設工事共同企業体であります。

次に、7ページを御覧ください。

乙第31号議案について、御説明いたします。

本庁舎（行政棟）改修工事（機械3工区）の工事請負契約について、仮契約額は13億9700万円で、契約の相手方は三栄工業株式会社であります。

以上で、乙第29号議案から乙第31号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○西銘啓史郎委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第29号議案から乙第31号議案までに対する質疑を行います。

なお、質疑に際しては、どの議案に対する質疑であるか、議案番号を申し述べるとともに、委員自らタブレットの発表者となり、引用する資料の名称、ページ番号等を述べた上で該当するページを表示し、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

また、質疑・答弁に際しては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔に要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

玉城健一郎委員。

○玉城健一郎委員 では2点だけ。1点目は乙第29号ですが、随意契約になった経緯を御説明をお願いします。

○比嘉久雄管財課本庁舎改修推進室長 お答えいたします。

本工事は、令和7年10月と12月の2回の一般競争入札を行いました。その際、1回目においては、そのときは3度開札をしたんですけれども、我々の入札予定価格に対して超過で、予定価格に達することができなかったということで不落となりました。2度目は、12月に再度公告したんですけれども、その際の入札においては、1回目の事業者と同じ方に参加していただいて改めて入札に諮ったんですけれども、その際には、予定価格を割ってはいたんですけれども、最低制限価格も割ってしまっていたので、そういう形で入札が成立しませんでしたという経緯でございました。

この事業自体、もともと建築工事は1から3工区、あるいは電気工事の1から3工区、また今回議案として提出していただいている機械1から3工区は9者が一体となって対象フロアを随時改築していく、改修していくという形となります。

建築電気工事については、11月議会において本会議で議決をいただいております。2月からもう既に着工している状況でございます。そうすると、機械工事の方々が来ないと実際には工事が進まない状態で、今待っていただいているという状態でございますので、そういったことを踏まえて、随意契約の協議を調べて、我々としては随意契約でこの1工区に対して仮契約を締結したということでございます。

以上です。

○玉城健一郎委員 この随意契約自体は、地方自治法上も認められている随意契約という認識でいいのでしょうか。

○比嘉久雄管財課本庁舎改修推進室長 今回適用した条例は、167条の2第1項第6号の競争入札に付することが不利と認められるときということになっております。これについては、私ども随意契約の一者随契ではなくて、今回1工区から3工区に分割して公告をした際に、各入札に参加していただいた各社に一応お声かけさせていただいて、手続をしているものでございます。ですから、実際にはほかの事例もございますが、この第6号による随意契約手続というのは認められている事例でございます。

以上です。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます。

あと、もう一点なんですけれども、同じような工事で階が違うというところで、金額に若干違いが出てきているんですけれども、この金額の違いというのはどのような違いなんでしょうか。

○比嘉久雄管財課本庁舎改修推進室長 お答えいたします。

機械1工区と機械2工区、機械3工区に分けていますが、対象となるフロアがまず違います。具体的に申し上げますと、機械1工区が北棟の14階、12階、9階、6階、3階、2階、1階と、南棟の12階、9階、6階という形で、どちらかという執務室をベースとした展開となっています。おおむね2工区もそのような同様の形になっておりますが、3工区は執務室よりも講堂とか、あと地下階とか、内容がちょっと違っているところがございますので、そういったことがこの金額差に表れていると御理解いただけるとよろしいと思います。

以上です。

○玉城健一郎委員 最後ですけれども、今回契約で入札されたところは、県内企業ですか、それとも県外でしょうか。

○祝嶺浩之管財課長 入札の参加要件としましては、県内に本店のある建設業者の単独参加、もしくは本店のある建設業者のみで構成されたJVということで要件をかけておりますので、いずれにしても県内の業者ということが言えると思います。

○玉城健一郎委員 以上です。

○西銘啓史郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

高橋真委員。

○高橋真委員 今の件でございます。

まず、今回、工事請負契約3件ありますけれども、乙第29号だけが随意契約であるということでありまして。今回の随意契約の理由、もう一度説明いただけませんか。お伺いいたします。

○比嘉久雄管財課本庁舎改修推進室長 お答えいたします。

本事業の本庁舎の改修工事なんですけれども、まずは建築工事、電気工事、機械工事が一体となって、この解体を先行して進めていく必要がございます。そうすると、例えば天井を解体するに当たっては、電気屋さんが必要であり、照明をどかすとか、あるいはその中に入っているダクトとか、そういったのを一緒に外していく、あとは換気扇を外していくというような工程がそれぞれ分担されていて発注されています。その場合、工程を進めていく上で、機械工事が今いない状態で解体工事を進めるわけにいかないものですから、そういった意味でいうと、今我々としては、電気工事、機械工事を待っていただいている状態ですので、早急にこの契約を締結して進める必要がございました。

一方、2回の入札において、やはり契約が締結できてないという事態を踏まえても、やはりこれ以上、ほかの事業者がこの事業に入ってくることは想定しづらかったということもございますので、できそうな3者にお声かけをさせていただいて、何とか契約してもらえませんかということの話の中で協議が調ったのが、今回の桐和空調設備さんと広設備さんのJVさんでございました。そういったことで随意契約でございましたと。

○高橋真委員 今回の理由ですけれど、地方自治法施行令第167条の2の第1の第6号というのはどういう理由ですか。

○比嘉久雄管財課本庁舎改修推進室長 お答えいたします。

地方自治法施行令の167条の2第1項第6号については、競争入札に付することが不利と認められるときということで運用させていただいています。具体的には、例えば履行期間の短縮が図られるとか、経費の削減が見込める等の理由で、競争入札に諮るよりは随意契約に至ったほうが合理的な理由が見つかる場合には適用させていただいているものでございます。

以上です。

○高橋真委員 2回目に最低制限価格を割ったという答弁をやっていました。その同一の方と今回は随意契約をしたということですか、お伺いいたします。

○比嘉久雄管財課本庁舎改修推進室長 我々がその随意契約の協議を持ちかけたのは、1工区から3工区までに入札に参加していただいた3事業者さんでしたと。

一方で、2工区と3工区さんについては、もう既に別の工事を取っていて、人もいないし、なかなか契約保証金の問題もあるので辞退させていただきたい

というお話がございましたが、1工区さんについては、引き続き受注の意思があるということでしたので、1者がその札入れをしていただいて、それでもって随意契約の受付に入れたということでございます。

○高橋真委員 これは入札不調による随契にはなりませんか、お伺いいたします。要するに入札に付することが不利と認められるときというケースではないのではないですかという視点です。

○比嘉久雄管財課本庁舎改修推進室長 工事の一般的な随意契約の受付で適用させる地方自治法施行令167条の2の1項の今回第6号を適用しておりますが、一般的には不落随契という場合には、第8号を適用するケースが多いと思っています。第8号については要件がございまして、入札公告指名通知を行ったが入札参加者がいらっしゃらないという場合、あるいは開札後さらに再度入札を実施したけれどもやはり落札者がいない場合は、第8号を適用することが可能となっています。

一方、今回は入札公告を行って、まず入札参加者がいらっしゃいました。さらに最低制限価格未満で失格となったために、再度入札自体に移行することができませんでした。そういったことでいうと、第8号を適用することができないということの判断の下に、ではどういった手続ができるかということを検討した中で、第6号を適用することができるという判断をさせていただいているところでございます。

以上です。

○高橋真委員 この第6号を使っているということは、いわゆるこの価格とか条件の交渉を、事実上条件変更するためのように見えるわけです。そうではないのですか。通常は不調でやっているわけですよね。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、高橋委員より質問趣旨の補足があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。
宮城嗣吉総務部長。

○宮城嗣吉総務部長 委員おっしゃる施行令の167条の2第1項第8号が不調

の場合の随契として一般に使われている随契になりますけれど、その要件が、入札公告指名通知を行ったが入札参加者がいない場合、開札後再度入札を実施したが落札者がいない場合ということが該当することになるんですけど、今回は、入札参加者はいたんですけども、最低制限価格以下で失格となったために、この失格者が再度入札に参加できないという状態が生じました。通常、予定価格超過であれば、予定価格未満に入ってもらうために入札を繰り返していきます。それでも入らない場合には一旦入札を打ち切って、契約意欲のある方々と随意契約に持ち込むという形で、予定価格内の価格で協議によって随意契約に持ち込むというのが第8号の形になるんですけど、今回は失格になった関係で再度入札に付すことができなかったというところで、第8号の適用が厳しいという判断をしました。

一方で、不利となる場合という部分については、この方は入札意欲があって、最低制限価格未満だったというところで失格になったというところがありました。これ以上、再度の公告をして、もう一度入札を付すという形になりますと、契約までの期間が延びるというところがありますので、工事の性質上、全体の工期を短縮する必要があるということで、入札に付した場合が不利になるということが明らかだろうという判断の下に、この入札失格になった業者も含めて3者に見積りを依頼して、結果として失格になった方だけが契約の意向を示したため、今回随意契約に持ち込んだということで第6号の適用が可能だと。

ちなみに、これは税抜きではありますけれども、今回の1工区は予定価格が14億8100万です。随契に当たりましては、予定価格が14億8100万。それを下回った見積額である14億3800万、いずれも税抜で契約したという流れになっております。

○高橋真委員 最初は予定価格をオーバーした。次、最低制限価格を割った。要するに、県当局の予定価格とか価格の作り込みというのは、事業者には無理を与えていないかという心配もあります。そこはどうでしょうか。

○比嘉久雄管財課本庁舎改修推進室長 まず、2度目の入札公告を打って、先ほど宮城部長から説明があったとおり、予定価格14億8100万円は予定価格でございましたと。その際の最低制限価格を割ってしまって失格となって、今度随意契約の手続に入った際には、予定価格は一切触っておりません。ただ随意契約の手続の際に、定めることができない最低制限価格だけを外して、我々としては予定価格以下であるなら契約できる状態をつくって、その協議を調べ

ました。

そういった意味でいうと、我々の予定価格の内側であれば、事業者の希望価で契約ができる状態でしたので、彼らはもっと低いところから、最終的には、11月の公告出てきた1回目の入札価格に戻って、札入れをしていただいたことになっています。そうすると、無理を強いたというよりは、彼らの希望価が通ったという形で理解しているところでございます。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

大田守委員。

○大田守委員 県のほうでは、要は入札不調なり、入札不利なり、この状況に陥った方々には契約できないというものはないということですね。これは入札資格で失格になるかもしれないですが、随意契約の場合には、失格となった方はそれにかからないと。

○比嘉久雄管財課本庁舎改修推進室長 先ほど来、話題に上がっている地方自治法施行令の167条の2第1項第8号の場合、これで失格となった方々と随意契約の協議することは、まずございません。

ただし、今回は第6号の適用とさせていただいているところなので、広く三者に対して、やれる方の協議をしたところ、一者だけ応じていただいたということなので、それには該当しないというふうに理解しております。

○大田守委員 法的な縛りにかからないということによろしいわけですか。

○比嘉久雄管財課本庁舎改修推進室長 法的な縛りはございませんので、全くかかりません。

以上です。

○大田守委員 それともう一つですが、乙第29号と乙第30号はJV共同企業体でやられておりますよね。乙第31号のほうは単独にはなっていますが、基本的に市町村のほうも、今できるだけJVで組むような形で進めてくるんですが、県はまだそういったのはないんでしょうか。

○比嘉久雄管財課本庁舎改修推進室長 今回の案件は機械工事全部においてな

んですけれども、我々としては、県内の事業者を主として、まずは資格要件を定めたところでは。事前に業界と意見交換をさせていただいた中でいうと、やはり各事業者の事情というのがございます。人が足りないのでJVを組みたいという方もいらっしゃるし、大きい案件だから自分たちだけ、単体でいきたいという意見もございました。

我々としては、近年入札の不調、不落と様々な事情があつて、なかなか契約に至らないケースもあるので、どちらかというとな事業者の都合で合わせられるように、どちらのJVでも、単体でも問題ありませんという形で広く要件を緩和して、入札を執行してきたというのが実情でございます。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎委員長 質疑なしと認めます。

以上で、乙第29号議案から乙第31号議案までに対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

議案に対する質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等の採決の方法について協議)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

これより議案の採決を行います。

乙第29号議案から乙第31号議案までの工事請負契約についての3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案3件は、これを可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第29号議案から 乙第31号議案までの3件は可決されました。
次にお諮りいたします。

ただいま議決しました議案に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。
休憩いたします。

(休憩中に、委員長より令和7年第7回議会乙第1号議案の取扱いについて確認があり、各会派持ち帰って検討することで意見の一致を見た。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

以上で、本委員会に付託された先議案件の処理は、全て終了いたしました。
次回は、2月27日金曜日本会議終了後委員会を開きます。
委員の皆さん、大変御苦労さまでした。
本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 西 銘 啓史郎